

平成 2 7 年第 5 回定例会  
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 27 年 6 月 16 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 6 月 26 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 27 年 6 月 26 日 午前 11 時 56 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
保健福祉課長	石川 篤	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
産業振興課主幹	小野 敏明	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 茂呂竹裕子 6番 藤原 英男
2			諸般の報告	
3	議案	51	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	52	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	53	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	54	平成27年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
7	〃	55	平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
8	〃	56	平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
9	〃	57	平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
10	〃	58	平成27年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
11	〃	59	平成27年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について	
12	意見書案	5	地方財政の充実・強化を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	意見書案	6	平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
14	〃	7	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 28 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について	
15	〃	8	マイナンバー制度の徹底審議と実施の延期を求める意見書について	
16	〃	9	安全保障法制の慎重審議を求める意見書について	
17	報告	4	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
18	〃	5	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
19	〃	6	株式会社相生振興公社の経営状況について	
20	〃	7	例月出納検査の報告について（平成 26 年度 1 月分、2 月分、3 月分、4 月分、平成 27 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 茂呂竹 裕 子さん                      6 番 藤 原 英 男 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付いたしましたとおりですが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 51 号 津別町起業等振興促進条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） おはようございます。ただいま上程されました議案第51号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

説明資料1ページをご覧ください。条例の改正理由につきましては、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、補助金の追加支援を行うことで事業の拡充や雇用の拡大、空き店舗等を活用し起業するものを応援し、地域の活力を生み、起業の促進と雇用の創出を図るため改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例第4条第2項別表に定める補助金の額に加算措置を設けるもので、加算要件1としまして雇用の拡大に対する加算措置、当該施設整備等に伴い新たに雇用が2名以上（雇用保険加入を条件としております）増加し5年以上雇用が確約された場合、補助金の額に10分の1を乗じて得た額を加算する。加算要件2といたしまして、施設の特特殊性に関する加算措置（空き店舗等を活用）であります。購入若しくは賃貸により施設整備を行う際に、施設の特特殊性が審査会で承認された場合、同じく補助金の額に10分の1を乗じて得た額を加算するものです。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を第4条の2として加え、条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成27年7月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げましたので原案にご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） この件につきましては産業常任委員会の事前説明、また委員会で聞いているわけですが、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

起業者の場合は10分の4の補助率になるわけですが、それに加算要件1、ま

た加算要件2が加わることがあるわけですがけれども、加算要件1と加算要件2は一緒に、何というか雇用と空き店舗の利活用ということになれば合わせて2割というか、10分の2の補助率になって、最終的には10分の6というような理解でよろしいのでしょうか。

それと、補助金の限度額は2,000万、3,000万それぞれ決まっているわけですがけれども、満額いきますと、その最初の部分で3,000万、2,000万超えたとしても、それなりの1割、1割が何というか補助として考えていいのでしょうか。最終的には3,000万だとしたら3,600万ということになるのかと思いますけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ただいまの藤原議員のご質問にお答えします。加算要件1、2はそれぞれ加算するという事で10分の1ずつ加算することになります。10分の4がもともと定められておりますけれども、10分の6まではいかない、補助金の額に10分の1ですので少し下がりますが、2つの加算要件を加算することにしております。

あと限度額につきましては、限度額を超えて加算するという事で考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この加算要件1の雇用の問題ですけども、2名以上現在起業の場合新しく雇うと思うんですけども、既存の場合は2人増やすと。この5年間一応確約させるというふうに書いてあるんですけども、例えば都合で3年で終わってしまったといった場合にはどうなるのかなと。補助金の返還とか、そういうものが出てくるのかどうかちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） 雇用の2名につきましては起業された場合、一人親方で一人ではあまり企業と言えませんので、2人以上の雇用ということで雇用保険の加入をお願いするところですがけれども、5年の年限ですけども地方総合戦略の計画

期間が5年ということで、それに合わせてさせていただいていますが、起業の方に努力をしていただいて5年以上の雇用を何とかお願いしたいと思いますけども、その間、立ち行かなくなった場合とか、雇用を削られるということがあるかと思えますけども、それにつきましてはその状況に判断をさせていただくということで、審査会がありますので、そちらで議論をしたいと考えております。

基本は返還になるかというふうに考えておりますけども、審査会での議論ということにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今のお答えなのですが、当然やられる方は確約は当然出すと思えます。その後の対応で5年間というのは非常に長期にわたると。経済情勢いろいろあろうと思うのですが、そうした場合に基本的にという今お答えなのですが、これは明確にしておかなければ、この補助金という問題はうまくないのではないかなと。きちっとさせなかったら、例えば2年、3年、それでやめた場合にどうなのかと。そのあたりきちっとしなければ、この条例上うまくないというふうに考えられますので再度考え方についてお聞きをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） 基本条例がありまして、助成措置の取り消しが載っております。今回の措置につきましては5年となっておりますけども、基本の条例が10年以内に事業を廃止し、または休業したときは措置を取り消すことになっておりますので、基本条例に基づいて取り扱いを進めたいと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 条例の補助金の関係の条例についてはわかるのですが、加算という部分について私今質問したのですが、加算の部分についてどうなのかと、そういうことを聞いたので再度お聞きをしたいと。

ということは、これ重要な、やられる方については非常に重要であり重たいものではないかなと思えますので、その点合わせてお聞きをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。基本条例が10年以内に廃止した場合ということになっておりますから、当然基本のほうの補助金もいただいているというふうに思いますので、あわせて基本条例に基づいて取り消しの場合は返還をいただくということになるかなと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第52号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第52号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第52号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

本議案につきましては、去る5月26日開催の臨時議会において議決をいただきましたが、附則の適用区分につきまして欠落しておりましたので、平成27年度以前分の保険税をさかのぼって課税する場合、改正前の限度額及び軽減の判定に係る軽減基準額の適用ができない不都合が生じるため、今回改めて附則の改正の議決をいただくものでございます。

説明資料の2ページをお開きください。改正の内容につきましては、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、附則に第2項を追加し同項の見出しとして「適用区分」を付し、第2項として「改正後の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」ものとするものであります。

議案にお戻りください。今説明した内容を条文として整備したものでございます。今回の一部改正につきましては、改正後の政令等の確認をしていけば防げるものであり、確認不足から生じた誤りと考えております。今後このようなことがないようにしていきたいと考えておりますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 53 号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 53 号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、乳幼児等医療費の償還払い、医療機関に 2 割、3 割の自己負担を一度支払いをし、役場窓口において領収書を持って来ていただき申請をし、町から個人負担分を支払うから、現物給付、新しい受給者証により医療機関では支払わずに済む制度に切り替えることにあわせ、今まで所得制限を設けていましたが、所得制限を撤廃することによる必要な改正を行うものです。所得制限を撤廃することにより、新たにこの制度を利用できる方は、15 世帯 26 名が増えることとなります。

現物給付のメリットとしては、保護者の申請手続きが不要となり便利になる。保護者の申請忘れがなくなる。申請の時効を 2 年間として現在しております。あと、役場の事務処理、申請受付、集計が簡素化され、業務が軽減される。

デメリットとしては、社保支払基金、国保連への事務手数料が発生する。平成 27 年度の見込みでは、32 万 2,000 円ぐらい見込んでおります。医療機関への受診、休日時間外受診する患者が増える恐れがある。あと、もう一つは、療養費等国庫負担金の減額が発生してくる。現物給付方式に変えますと、医療機関を受診する患者が増える。これは、波及増と言っていますが、波及増と解釈され、増えた医療については、国庫負担金が減額調整率により減額されること。26 年度の国庫負担金から推計いたしますと、108 万 8,000 円程度減額されるであろうというふうに推計しております。

これらを検討した結果、支出負担額の増は懸念されますが、住民サービスの向上につながるということで実施することとします。なお、オホーツク振興局管内の状況を見ますと、18 市町村中所得制限がない所は 9 町村、現物給付を行っている所も 9 町という実態であります。

説明資料の3ページをお開きください。第3条第1項のうち、次の各号の「一に」を次の各号の「いずれかに」改正するものであります。第3条第1項中、第3号の所得の制限に関する条項がありますが、それを削除し、第3号に対象から除くものとして重度心身障がい者等の受給資格者を追加するものであります。

第4条の助成の範囲の文言中、第3条第1項に記載されている文言と重複しておりますので、その文言を「受給資格者」に改正するものであります。

第6条の助成方法につきましては、「受給権利者」ですと、その対象乳児等になりますので、「受給資格者の保護者」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1項の施行期日についてであります。議案の本文にお戻りいただきたいと思っております。附則といたしまして、第1項の施行期日についてであります。公布の日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、所得制限撤廃については平成27年8月1日から施行するというものであります。第2項の経過措置といたしまして、所得制限の撤廃については、施行日以後の医療費助成に適用し、施行日前の医療費については従来どおり所得制限がある方は、対象とならないという規定をするものであります。

以上、内容の説明を申し上げましたので原案にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 54 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤 泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第 54 号平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出において人事異動に伴う人件費の増減、臨時福祉給付金事業の追加、津別小学校放送設備工事の追加、津別中学校太陽光発電施設の導入事業の追加等を中心に補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ 7,769 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 47 億 6,369 万 4,000 円と規定するものであります。第 2 項につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。事項別明細書につきまして歳出から説明させていただきますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

先に申しましたとおり 4 月 1 日の人事異動等の後、現職員の配置、それから扶養状況等の異動に基づきまして、各費目におきまして人件費を増減しております。特別会計を含む全体では 2,864 万 4,000 円の減額となっておりますが、一般会計では、2,558 万 4,000 円の減額となっております。これは、定年退職以外の一般職の退職に伴い 2 人ほど人数が減ったことが主な要因となっております。以下、人件費につきましては省略させていただきます。その他の主な補正について説明させていただきますので、ご承知、ご了解をお願いします。

款 1 議会費は 51 万 2,000 円の減額ですが、議会運営経費で議会ワゴン車の車検に伴う修繕料が生じたことから 15 万 3,000 円の増額となっているところであります。

次、9 ページからの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、11 ページか

ら12ページをお開きください。総務管理費で、臨時職員1名増ということで、共済費と賃金で177万1,000円の増額となっております。また、例規集のデータベースのサーバーにつきまして、現在使用しています北海道自治体システム協議会のものからソフト提供及び管理を行っている会社でのサーバーに変更しようとするもので、一時的にかかる構築の委託料を含めまして71万5,000円の追加となるところであります。

また、船橋・津別青少年交流協会に対しまして10周年記念事業の両市町で行います植樹経費の2分の1を負担しようとするもので、5万9,000円の追加となるところであります。それから、電算化推進経費につきましては、13ページから14ページになります。これは、グループウェアのソフトを更新するにあたりまして、支出科目の組み替えと追加経費を見るものであります。29万円の増額となるところです。次に、13ページの目3財政管理費につきましては、一時的に臨時筆耕を雇いましたので、雇い賃金として支出したものについて流用元へ9万9,000円の増額をするものです。次の目5財産管理費につきましては、主な町有施設につきまして北電から他の電力供給会社に変更する予定ですが、その際に日本ロジテック協同組合の会員登録が必要ということで、賛助会費として5万円の追加となるところであります。それから、14ページから16ページにかかりますが項2地域振興費、目1企画総務費は、まちなか再生事業につきまして筑波大学の委託料を含めまして全体需用費について補助事業に見合うように算定し直しまして108万6,000円の減額となるところです。目3企画振興費は、「道の駅」連絡会の会費が変更、増額ということになりましたので1万7,000円の増額となります。

次に、17ページからの項4戸籍住民登録費ですが、目1戸籍住民登録費は19ページから20ページのほうをお開きください。住民基本台帳ネットワークシステム経費におきまして、マイナンバー制度に係る通知カード、個人番号カード関連事務の委任の交付金ということで、この費用増額で185万3,000円の追加となるところであります。

次に、21ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費ですが、次のページ、また見開きまして23ページ、24ページをお開きください。24ページの下段から26ページ、内容になりますが、本年も臨時福祉給付金を給付することになりましたので、対象見込み数を1,200人と想定いたしまして、1人6,000円、去年は基

本的に1万円、年金受給者は5,000円追加という形でしたが、今年は6,000円ということで、臨時筆耕等の事務費を含めまして885万2,000円の追加となるところであります。26ページの国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、人件費補正による24万4,000円の増額、介護保険事業特別会計繰出金は、地域支援事業の組み替え等に伴います210万7,000円の増額補正となります。続きまして、27ページから28ページをお開きください。目5老人福祉費は、介護サービス支援事業としまして、これは恵和福祉会に対しまして施設の暖房給湯床下配管の設備修繕、それからデイサービスセンターの火災報知器取替修繕の費用としまして91万8,000円の補助をする追加補正となります。

次に、項2児童福祉費ですが、これは29ページから30ページをお開きください。目1児童福祉総務費ですが、これも例年に引き続きまして、子育て世代に対して臨時特例給付金を支給する事業としまして、こちらは対象見込み数を450人、1人当たり3,000円、昨年は1万円でしたが今年は3,000円として事務費を含め203万1,000円の追加となるところであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、31ページ、32ページとなります。美幌・津別広域事務組合負担金としまして、斎場の電気設備の修繕料について13万円の増額補正となるところです。目3環境衛生費ですが、下水道事業特別会計繰出金としまして、補助事業の委託料を増額することなどから30万9,000円の増額補正、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、人件費のみの補正ですが187万4,000円の減額補正となるところです。次に、33ページから34ページをお開きください。項2清掃費、目1塵芥処理費につきましては、一般廃棄物処分場の施設整備事業を進めるということになり、廃棄物減量等推進審議会の経費につきまして、回数増を見込みまして報酬を7万6,000円の増額補正、一般廃棄物最終処分場施設整備事業といたしまして、廃棄物の処分料、それから広域の処理の可能性に係る基本計画等の策定、それから候補地の選定に係る基本調査につきまして、委託料として641万6,000円の追加補正となるところです。また、一般廃棄物最終処分場管理経費につきましては、水処理施設の流量計の修繕に108万円の増額補正、さらにリサイクル施設管理経費につきましては、これはプラスチックとペットボトルの圧縮機の修繕があ

りまして、それに係る追加及び流用元への 39 万 8,000 円の増額補正となるところであります。

続いて 35 ページ、36 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費につきましては、農地中間管理事業として 22 万 7,000 円の追加となります。この事業は農地の管理に係る相談業務等の受託事業となっています。次に、37 ページの最下段の目 3 農業振興費ですが、内容は 39 ページから 40 ページのほうをお開きください。消費・安全対策事業としまして、ヘプタクロル残留対策事業の補助金として 9 万円の追加補正となります。次に、経営所得安定対策直接支払推進事業ですが、これは補助事業として 196 万 3,000 円の増額補正となります。それから、青年就農給付事業に関しましては、これは北海道の補助金事業であります。事業取り組み農家 1 件の申請がありまして、その割り当て内示があったことから補助金として 150 万円の追加補正となります。項 2 林業費につきましては、41 ページ、42 ページの目 2 林業振興費をご覧ください。林業振興対策補助費等につきましては、森林整備担い手対策事業について対象者が 1 人増、それから猟友会は 3 名増ということで、追加費用として 4 万 2,000 円の増額補正となります。再生可能エネルギー推進事業につきましては、新規事業になりますが、林地未利用材の試験費といたしまして、運送トラック借上料、作業重機の借上料、それから運搬用コンテナ 3 基の備品購入ということで、合わせて 78 万 2,000 円の追加をお願いするものであります。

続いて、43 ページから 44 ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費につきましては、下段のほうにあります目 3 観光費において、河岸公園管理経費としまして公園内危険木除去作業を行うための重機借上料としまして 7 万円の追加補正となります。次に、45 ページ、46 ページをお開きください。チミケップキャンプ場管理経費につきましては、給水施設のポンプ修繕がありまして、流用元に対して 23 万 6,000 円の増額補正となります。観光イベント補助費等につきましては、夏まつりのふなっしー来町ということにかかわりまして、会場設営や警備等の増に伴う経費として補助金 210 万円の増額補正となるところであります。目 4 消費者行政推進費につきましては、補助事業としまして消費生活講演会とか、消費生活等支援セミナーのスクーリング費用につきましては 37 万 8,000 円の増額補正となるところであります。

款 8 土木費につきましては、47 ページ、48 ページをお開きください。項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費については、次の 50 ページになりますが、大型ロータリーの修繕としまして 138 万 5,000 円の増額補正となります。次、49 ページ、50 ページの目 2 道路橋梁維持費につきましては、道路ストック総点検事業で委託に係る、これは労務費、諸経費等の改定がありまして、それに伴いまして 108 万 4,000 円の増額補正となるところです。同様の理由から目 3 道路橋梁新設改良費の町道整備事業につきましても、委託料 22 万 7,000 円の増額補正をお願いするところです。

次に、51 ページ、52 ページをお開きください。款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費につきましては、事務組合の負担金ですが、これは津別消防分といたしまして 100 万円の増額補正です。これは、防火衣の更新に係る収入見込みとしていました助成金の割り当てが見込めなくなったことによります補正となります。目 2 災害対策費ですが、これは防災対策経費といたしまして、現在、防災の耐震拠点施設として今一番新しい津別中学校に太陽光発電設備を導入しようとするものであります。さらに体育館及び職員室の LED 化を図りながら省エネ化を行おうというもので、実施設計委託料として 291 万 6,000 円、工事請負費としまして 5,973 万 3,000 円、合わせて 6,264 万 9,000 円の追加補正となるものです。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費については 53 ページ、54 ページをお開きください。教育委員会経費の費用弁償につきましては、これは教育委員の交代によるもので 6,000 円の追加となります。目 3 義務教育振興費は、これは小学校 5 年生の宿泊研修負担金としまして、福祉バスが利用できなくなったことからバスの借上料 9 万 8,000 円の増額補正となります。55 ページ、56 ページをお開きください。目 5 のスクールバス運行費につきましては、これは新規購入のバスの納期の関係から代替車輛を借りているのですが、そのリース期間を延長するという事で 58 万 3,000 円の追加となるものです。項 2 小学校費、目 1 学校管理費につきましては、小学校施設整備事業としまして、放送設備の更新のため備品購入費 307 万 8,000 円の追加補正ですが、これは放送設備の老朽化が見られていましたが、今般の故障で危険な状況にあるということが判明したことから更新するものであります。また、小学校施設管理経費につきましては、本岐、活汲両小学校の残された薬品等の廃棄処理に係る手数料 32

万 8,000 円の追加補正となります。目 2 教育振興費につきましては、その他小学校教育振興経費におきまして、木育授業の民間バス借上料、これはちょっと高騰しております、その不足分について 2 万 2,000 円の追加となります。57 ページ、58 ページをお開きください。項 4 社会教育費ですが、下段のほうの目 3 会館管理費について、59 ページ、60 ページをお開きください。公民館管理経費につきまして、これは学校統合に伴いまして、小学校前にバス停留所を設置したところですが、バスを待つのに中央公民館で待つということが多いため、休館日である月曜日につきましては、職員が対応していたのですが、時間外について必ず職員がつけるという状況ではないため、公社に追加業務を委託すると、そういうことから 5 万 9,000 円の増額補正となるところです。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費につきましては、これはスポーツ交流館の屋根の一部破損が見られることから修繕を行うもので 38 万 6,000 円の追加となります。

それでは、歳入のご説明をします。3 ページから 4 ページのほうをお開きください。

3 ページです。款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金におきまして、目 1 民生費国庫負担金として低所得者保険料軽減負担金 50 万 7,000 円を追加補正するものですが、これは介護保険の保険料を軽減するもので、介護保険事業特別会計繰出金の財源となるものです。項 2 国庫補助金につきましては、目 1 総務費国庫補助金としまして、社会保障・税番号システム整備費補助金として 185 万 3,000 円の増額補正ですが、これは住民基本台帳ネットワークシステム経費の 100%財源となるものであります。目 2 民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る事業費全額につきまして、合計 1,072 万 7,000 円の追加補正となるところであります。

款 14 道支出金につきましては、項 1 道負担金におきまして、目 1 民生費道負担金として低所得者保険料軽減負担金 25 万 4,000 円を追加補正するもので、これは国庫負担金同様介護保険事業に財源充当するものであります。項 2 道補助金につきましては、目 4 農林業費道補助金、節 1 農業費道補助金としまして、消費・安全対策事業として事業費の 100%、9 万円の追加補正。それから経営所得安定対策直接支払事業として、これも全額補助となりますが 195 万円の増額補正。それから、青年就農給付金事業につきましても、全額補助として 150 万円の追加補正となります。目 6 商工費道補助金

は、消費者行政活性化事業補助金として対象経費、これも全額の37万8,000円の追加です。項3道委託金、目1総務費道委託金は、統計調査費事務費等の増で2万5,000円の増額補正となるところです。

款17繰入金、項1基金繰入金は、学校教育施設整備基金繰入金、これは、恩根小学校の廃校の際に積み立てた基金になっていますが、これにつきましては、小学校の放送設備更新に係る財源として307万8,000円の増額といたしています。

次、5ページから6ページをお開きください。款18繰越金につきましては、今回の補正におきます一般財源分として前年度繰越金179万1,000円の増額補正となります。

款19諸収入ですが、項4受託事業収入、目2農林業費受託事業収入におきまして、これは農業委員会事務局費における農地中間管理事業として対象経費の全額22万7,000円の追加となることです。項5雑入、目7雑入につきましては、賃金、職員増に伴う雇用保険個人負担分として2万7,000円の増額。それから、まちなか再生支援事業につきましては、対象事業の3分の2の補助になるのですが、対象事業費の減として100万円の減額。二酸化炭素排出抑制対策事業に関しましては、中学校の電力設備整備の全額並びにLED化に係る補助金は事業の3分の2ということで、総額5,628万4,000円の追加補正となります。

それでは、議案の条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理しまして、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、原案を承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 46ページの消費者行政活性化事業のところ、先ほどの説明ですと、スクーリングの費用とか何か、誰かが勉強に行くための費用かなというふうに思ったのですが、これは今まで特別なことがほとんどなくて今回補正で出されて、講師謝礼が10万円と普通旅費25万4,000円というふうになっているわけですが、中身もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えします。報償費につきましては、今年につきましては、外部から講師を津別町に呼びまして2回の講習会を開催して、消費者行政についてお勉強していただきたいということで予算を組ませていただきました。

あと、旅費につきましては、今年はスクーリングはちょっと行けませんので、職員が消費者行政の研修ということで旅費を組まさせていただきます、補助金と同額での歳出ということにしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 消費者庁というのができてから、いろいろ町民向けにもパンフレットなど特殊詐欺というか、こんなことを注意したらいいよというようなことがいろんな広報活動がされているかと思えますけども、2回講習会が開かれるということになってはいますが、割といろんなことをやっているのは見えているのですけれども、なかなか例えば何週間かさんさん館でも消費者月間ということでチラシ等も置かれているのを見ましたけども、見ましたけどもというような感じで、まだまだ町以外では非常に大きな被害を受けている方が、過去津別でも1件あったようなのですけれども、あるので、何かせつかく2回やられるのであれば、分野別みたいな形で、そして多くの方が参加していただけるような時間帯など工夫をしながら進めていっていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ご意見賜りましたので、内部で十分協議いたしまして、住民周知も含めて研修会の開催をしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 46ページの観光イベント関係ですけども、産福委員会等で一定の説明を受けてますけれども、ふなっしーが来るということで、近年にない集客というふうなことも聞いております。それで、足の確保の対応なのですけども、町内

の駐車場については、どの程度まず見ているのか聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。実行委員会でこの間町内の公共の駐車場、あるいは民地の借り上げをいたしまして 4,000 台分の駐車場を確保しているということで確認をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 4,000 台分はわかりますけども、これは町内何カ所になるのかあわせて説明をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。およそ 58 カ所の駐車場になります。

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 最後になりますので、まとめて質問したいと思います。町内 58 カ所ということで、私もさっと駐車場の配置図等を見ましたけれども、町内各所に非常に分散になっているということで、産福の資料では交通誘導員、交通指導員含めて 50 人と学生アルバイト約 80 人弱ということで、130 名程度の人数をお願いするような形になってますけども、これ非常に混雑もするし、各所にかなり駐車場が分散になるということで、この辺の駐車対応のやり方はどういうふうになるのか、まず聞いておきたい。それとあわせて、町営バスの運行は、例えば東藻琴の芝ざくら祭りであると、毎年町営バスの足の確保をしているというふうなことです。それで、ふなっしーが来る効果で、子ども連れの特にお客さんが多いのではないのかなと。子どもということになると、大人歩きでも町内遠い所だと 2 キロ以上にもなるのではないかなというふうに思うのですけれども、こういうふうな子どもたちが評判で来る場合に、非常に混乱だとか足がないということでせっかくのお祭りも評判を落とすのではないのかなというふうなことについて最後聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。駐車場の誘導體制につきまし

ては、町内7ブロックにブロック分けをいたしまして、津別町の入り口からの確に誘導する体制をとるということで、北見方面、美幌方面、阿寒方面の方たちをそれぞれの定められた駐車場へ誘導するように当日進めることとしております。

あと、バスの対応については、現在のところ考えていません。あと、津別町の子どもたちがやっぱりたくさん見ていただきたいということがあります。駐車場の関係もありますけども、近い方についてはできるだけ歩いたり、自転車に来ていただきたいなということで考えております。

遠い地域の方につきましては、一番近い周辺の駐車場を町民駐車場として確保いたしまして、7月の広報と一緒に回覧が回るのですけれども、回覧で住民周知をいたしまして、実行委員会で駐車券を発行するというので足の確保をしたいということで今取り組みを進めているところです。

あと、子どもたちに本当にふなっしーも喜んでいただきたいということで来てくれますので、認定こども園のステージも10時から開催いたします。2時30分からの第2ステージにつきましては、ステージ前に津別町の小中学生のブースを広くとって一番前で見えていただくということで取り組みを進めていきますので、どうかご了解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 12ページ、総務管理経費の賃金で臨時職員150万予算補正されておりますが、この内容について詳しくお聞きをしたいと思います。

それから、46ページの今の観光イベント補助等についてお伺いしたいのですけれども、経費の関係について委員会のほうで大体聞いております。それで21世紀の森のほうに聞くとところによると町外から来られる方を優先というのか、そういう形で対応をするという形で聞いております。恐らく町内の方もそちらの21世紀の森のほうに行くのではないかと思うのですけれども、そういう、いわゆるなるべくそういうことで町内の人は、河岸公園で見てほしいというチラシを今先ほどいただいたのですけれども、ひとつあそこに入り切れないという人数が21世紀の森に来た場合に、どういう対応を

するのか、まずそれを聞きたいと思います。

それから、河岸公園のほうにも 21 世紀の森で見ても、また河岸公園に押し寄せるのではないかなと想定されますけれども、それあたりの対応について、いわゆる河岸公園のほうは人数をどれぐらい想定しているのかお伺いしたいのと、あふれた場合に帰っていただくのかどうか、その対応についてお伺いをしたいと思います。

それから、21 世紀の森は 9 時から開場というふうにチラシのほうに書いてありますけれども、聞くところによると前の日からキャンプを張りながら場所取りをやるんだということが町内外から聞いておりますけれども、その扱いについて、どういうふうに前の日から警備員があそこについてやられるのかどうか、それあたりもお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） はじめに 12 ページのほうで質問のございました臨時職員の内容についてご説明させていただきたいと思います。

年金との結合ということで 3 年間の雇用を進めているところでありますが、その 3 年目を迎える職員を総務課に配置したところでございます。その業務の内容につきましては、昨年以來、災害対策ということで要援護者名簿の作成等につきましては、保健福祉課と連携を図りながら、さらには民生児童委員の協力も得ながら、その個人の同意を得るような形で進めてきておりますけれども、それを地図情報に落とすというようなところまで至っていないのが現状でございます。そういったことで、保健福祉課のほうに直接対応できるという状況もございませんので、連携を図りながら防災の活動の一環として総務課が窓口になりながら要援護者の名簿と地図情報を整備していく作業が一つ。もう一つには、町史の編さん作業も今大詰めに迎えております。執筆者のほうから上がってきた原稿について詳細にわたって数字等チェック等をしているところでありますけれども、各課に及ぶ内容について各所管のほうにダイレクトに求めてというよりは、総務課のほうで直接的に数字のところをつかみながら完成していきたいと、そういうような業務にも充てていきたいと。もう一つには、東口の二階のほうに会議室がございますが、数年前に庁舎のフラット化を目指すためにかなりの書物を一堂に集結した状況がありますが、農地再編整備事業の関係も本格化していく関

係で、そこを会議室として使いたいと。そういった他の課に及ぶものも含めて総務課が窓口になりながら対応していくわけではありますが、そこにかかる人手の部分について臨時職員で補いたいというようなことも含めての配置であることについてご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。21世紀の森、このたびの夏まつりにつきましては、例年と違いましてふなっしーが来るということで、まずステージを二つに分けております。その理由につきましては、ふなっしーのファンが一つの会場で行いますと居座って動かないということを想定いたしまして、二会場で分散をするということで考えております。21世紀の森で両方見たいという方大勢いるかなと思いますけれども、どちらか一つにさせていただこうということで考えております。町民の方も21世紀の森で観覧したい方はしていただきたいと思いますが、町民の皆さんは例年の河岸公園のお祭りに参加しながら、ふなっしーのステージも見ただければなというふうに考えております。

河岸公園のほう人数の入り込みですけれども、およそ4,000人を考えております。それ以上ですと入り切れない。川もありまして危ないですので、そこは21世紀の森からこちらに来る方については、入場制限をするということで考えております。あと、21世紀の森につきましても、9時まであそこの桜橋の前で待っていただくのですけれども、実行委員会と町との協議で金曜日からキャンプ場は閉鎖して、議員おっしゃられるように夜の対応等々いろいろありますけれども、今後実行委員会と十分協議して、会場の整理を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 12ページの臨時職員の内容についてはお聞きしたところです。この職員は、それなりの専門家かどうか、経験者なのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、ふなっしーなのですけれども、恐らく担当されている実行委員会も想定で大体この事業をそれぞれ組み立てをしていると思いますけれども、お客さんは、500

万近くこれに掛けるわけですから、町としてもそれなりの経済効果含めて考えているのではないかなと思いますけれども、基本的に津別を売り込むためのイベントなのか、経済効果もいわゆる考えてこれを最初呼ぶときに、恐らく津別のほうから声を掛けたのではないかなと思うのですけれども、それあたりの町民に対する説明責任みたいなものをやはりある程度きちっとしなければ、わあわあ騒いで来るんだ、来るんだと言ってもうまくないのではないかなと思いますけれども、それあたりについてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 臨時職員の関係は、その専門家かというご質問のように受け止めましたけれどもよろしいでしょうか。

（何事か言う声あり）

○総務課長（齊藤昭一君） はい。役場の一般事務職の退職者でございます。それでご理解ください。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） 今日本で一番人気のあるふなっしーがこの津別町に来てくれるということが、まずは最大の効果かなというふうに思っています。

その中で、津別の子どもたちがふなっしーと触れ合って喜んでいただけるのが最大の効果かなと思っておりますけれども、それに付随して町外からもたくさんのお客さんがいらっしゃいます。その中で、津別町のお店も多く使っていただけると思いますので、今経済効果どれぐらいかということはお話しできませんけれども、多くの効果が町の中で表れるのかなと思っております。

ただ、基本、河岸公園まつりは、町民がこれまでそこに集まって焼肉をしながらステージを見て楽しむということが基本で、それを町外にも広めて、少しずつ観光客を呼び寄せるといって行ってきましたけれども、今回はちょっとその枠を外れての大きなイベントになっているということで、ご了解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 臨時職員の役場退職者とお聞きしたのですが、聞いたところによると認定こども園の準備を進めてきた一人ではないかなと思いますけれども、認定こども園に現職の職員を派遣して、準備をしてきた退職者が今度こっちへ臨時職員にすると。通常であれば、こういうことはないのではないかなと考えられますけれども、急にそういうことになった経過についてお伺いをしたいと思います。

それから、つべつ夏まつりのやはり安全が第一かなと、そういうように考えております。先ほど谷川議員も質問したのですが、相当な混雑、混乱が予想されるのですけれども、あと2週間ぐらいしかない。そういう中で、抜かりなくそのあたりの準備をされていると思いますけれども、早目にそういうものについては手を打って準備を進めていただきたいなと思います。

役場のほうも実行委員会のほうに加わっていると思います。主体的に観光協会のほうがやられているのではないかなと思うのですが、これも町としても責任があるのではないかなと思いますので、それあたりお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 山内議員のほうからご意見もありましたけれども、まさしくそのとおりなところもございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように年金との結合ということで3年目を迎える職員、準備にかかわってきた経過はございますけれども、新たな施設を経営安定し運営していく、そしてまたそれを継続していくというふうに考えたときに、オープンした次の年に退職せざるを得ないというよりは、オープンを迎え、その次の年にあたってもスムーズなスタートを切って安定感を図っていくという意味でこのたび主幹職を配置したところでございます。そういう意味で、補助金の申請、あるいはバスの運行、安心と安全という意味で万全を期す、そういう対応を図ったということでご理解をいただきたいということです。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） お答えいたします。このたびのお祭りは大変混雑することを予想しております。すべての事故が起きないということを念頭に準備を進めているところです。交通の問題につきましては、美幌警察署と十二分に協議をいたしまして、警察からの普段の交通の目で見えていただいたものを実行委員会で取り入れ

るということと、各地のイベントで将棋倒しの事故等々が起きていますから、そのようなことが起きないように、会場内の区割り含めて実行委員会として十分協議をして進めています。

初めてのことで、ちょっと遅れ気味のところもありますけれども、夏まつりが楽しく開催できるようにしっかり準備をしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも説明させていただきたいと思えます。職員の関係については、これは人事上の問題でございます。さまざまなことを考えて配置をしたということでご理解いただきたいと思えます。

それから、ふなっしーの部分については、昭和50年代から長い船橋市との付き合いの中で、向こうの交流協会の皆さん、そして市長さんの強い後押しの中で人気のキャラクターを津別に呼ぶことができたということで、これは町を挙げて多いに喜んでいただきたいというふうに思っています。しかし、かつてない状況が予想されますことから、実行委員会のほうでは、警察と綿密な打ち合わせをしております。これからも何度も続くというふうなことを聞いております。大変な状況というか、実行委員会のそれぞれ皆さんも相当ご苦労されているというのはわかりますので、町としてもバックアップしていきたいと思えますし、ぜひとも議員の皆さまにも何か手伝えることがあるなら言ってくれというようなことで、非常に大きなイベントですのでご協力をお願いしたいなというふうに思うところです。

それから、経済効果というのを第一に考えているわけではありませんし、これはそもそも夏まつりというのは町民が楽しんでいただけるものということで毎回さまざまなイベントが組まれているわけですが、今回はふなっしーが来ますけれども、そういう関係で来場者が多くなるということで、ものの買い受けもいろいろ多くなるかというふうに思いますが、それはあくまでも副次的なものというふうなことだと思います。まずは、町民の皆さんが楽しんでいただくということが祭りの本筋だというふうに思っていますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 55 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 55 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の補正であります。条文

の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億24万4,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、目1一般管理費、給与費につきましては、人事異動により24万4,000円を追加補正するものであります。3職員手当等37万1,000円の追加、4共済費で5,000円の追加、19負担金補助及交付金で、負担金、退職手当組合13万2,000円の減額であります。

続いて、歳入のご説明を申し上げますので3ページ、4ページをお開きください。款8繰入金といたしまして、一般会計繰入金として24万4,000円の追加であります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま説明申し上げたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第56号 平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第56号 平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出で給与費の減額、地域支援事業の予算組み替えと新規介護予防いきいきポイント事業と低所得者家賃等助成による追加補正でございます。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,774万7,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので5ページ、6ページお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費では、人事異動に伴い給料、職員手当、共済費、負担金、それぞれ減額し、合計133万6,000円の減額補正をするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費では財源内訳のみの補正となります。

7ページ、8ページをお開きください。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1一次予防事業費の一次予防事業経費では、目6の任意事業費から目1の一次予防事業への予算組み替えと、介護予防いきいきポイント事業の委託料の追加で、合計86万7,000円の増額補正でございます。項2包括的支援・任意事業費、目5総務管理費の総務事務管理費では、介護伝送ソフトのサポートが終了し新たな伝送ソフトの購入のため、消耗品費から流用を行ったため4万7,000円を需用費、消耗品費に戻すための増額補正でございます。目6任意事業費では、目1の一次予防事業への予算組み替えと低所得者に対し、予算の軽減を行う認知症対応型共同生活介護事業所への助成事業の89万1,000円を加え、合計46万9,000円を追加補正するものでございます。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。3ページ、4ページをお開きください。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料では、低所得者の保

険料軽減としまして 101 万 5,000 円の減額でございます。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 地域支援介護予防事業交付金では、予算組み替えによりまして交付金 21 万 7,000 円の追加であります。目 3 地域支援包括的支援・任意事業交付金では 87 万 3,000 円の減額補正でございます。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 2 地域支援事業交付金で 24 万 3,000 円の追加補正でございます。

款 5 道支出金、項 2 道補助金、目 1 地域支援介護予防事業交付金では 10 万 9,000 円の追加補正です。目 2 地域支援包括的支援・任意事業交付金で 43 万 7,000 円の減額補正でございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 地域支援介護予防事業繰入金で 10 万 9,000 円の増額補正でございます。目 3 地域支援包括的支援・任意事業繰入金で 231 万 9,000 円の追加となります。目 4 その他一般会計繰入金で 133 万 6,000 円の減額補正でございます。目 5 低所得者保険料軽減負担金では、軽減分が公費負担される低所得者の保険料軽減に要する費用を一般会計で負担金を受けることで、国と町の負担金を介護保険事業特別会計へ繰り入れる 101 万 5,000 円を追加補正するものでございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、地域支援事業の補助対象、安心生活サポート事業が一般財源とすることで、介護給付費の財源として保険料を充てることができるため、基金繰入金が 30 万 4,000 円の減額でございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 57 号 平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 57 号 平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、共済費負担率改正に伴う給与費の減額及び補助事業実施に伴う委託料の追加でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 30 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 9,360 万 9,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開き願います。款 1 総務費は、給与費において、共済組合 3,000 円の減額、負担金補助及交付金で、退職手当組合 4 万 3,000 円の減額。

款 2 特環下水道費は、委託料において下水道管理センター電気計装設備更新工事に伴う中央監視装置等の設計価格調査といたしまして 35 万 5,000 円の追加をお願いするものでございます。

続きまして 3 ページ、4 ページをお開き願います。歳入につきましては、歳出の不足分として、款 4 繰入金において一般会計繰入金 30 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説

明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 58 号 平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 58 号 平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、人事異動に伴う給与費等人件費の減額でございます。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 187 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 4,312 万 6,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費は、給与費において給料で 130 万 3,000 円の減額、職員手当等で 9 万 3,000 円の追

加、共済費で 36 万 8,000 円の減額、負担金補助及交付金にて 29 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。

続きまして 3 ページ、4 ページをお開きください。歳入につきましては、款 3 繰入金、一般会計繰入金で歳出と同額の 187 万 4,000 円の減額となるものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしましたものでございます。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 59 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 59 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、共済費の負担率改正に伴う人件費の減額及び総合行政システム移行に伴い機器更新の必要が生じたことによる備品購入費の追加でございます。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における支出の部において、水道事業費用を6万7,000円追加し、費用合計額を1億2,376万1,000円とする補正をお願いするものです。

3ページをお開き願います。支出の部、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費において、共済費の負担率改定により法定福利費、共済組合で3万3,000円の追加、負担金、退職手当組合で8万1,000円の減額、備消耗品費につきましては、納付書の消し込みに使用するOCRの購入費としてOA用11万5,000円の追加をお願いするものです。

4ページは、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては、補正分6万7,000円が減額となり2億4,890万6,000円となります。

続いて、5ページから7ページ、これは本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては、5ページの下から6行目、現金預金が6万7,000円減額し、4ページの資金期末残高と同額の2億4,890万6,000円となります。

7ページ、下から5行目、当年度純利益につきましては、共済費の減額分4万8,000円が増額となり、429万5,000円と見込むものでございます。

1ページにお戻り願います。第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4万8,000円減額して、総額を1,682万3,000円とする補正をお願いするものです。

2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎意見書案第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案させていただきますので、皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

地方を取り巻く環境は、若年人口の都市への流出と、これに伴う高齢化、人口減少など急激な変化によって厳しい状況が続いている。一方で、地方の果たす役割も拡大する中で、これに見合う地方財政の充実を求めるため、下記の事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき内閣総理大臣ほか関係機関へ意見書を提出するものであります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、意見書案第6号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 意見書案第6号について前段読み上げまして説明に代えさせていただきますので、ご承認方よろしくお願ひしたいと思います。

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、ワーキングプアの解消のためのセーフティーネットとして最も重要なものであります。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表でつくる政府の雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしております。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて800円、1,000円への引き上げに向けた道筋をつけるための表記がなされました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方々の生活は、より一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、以下の処置を講ずるよう強く要望するということで、記以下3件を出しております。

提出先につきましては、厚生労働省北海道労働局長でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） [登壇] 意見書案第7号について説明したいと思えます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書であります。非常に長い表題なのですが、この時期、28年度の予算編成に向けて、ずっと懸案の事項である負担率の2分の1への復元だとか、30人以下学級、それらについて、今回も提出をしたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

これらのことを地方自治法第99条の規定により意見書として提出をしたいと思えます。

提出先については、内閣総理大臣以下ここに記載のとおりであります。

全く簡単ですけれども、読んで字のごとくのものでありますので、どうか承認していただけるようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、意見書案第8号 マイナンバー制度の徹底審議と実施の延期を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま上程となりました意見書案8号について提案いたしますので、よろしく願いいたします。

マイナンバー制度の徹底審議と実施の延期を求める意見書です。国会で関連法案が可決、成立し、1月施行の…、すみません、訂正があります。表側、マイナンバー制度の徹底審議と実施の延長を求めるというふうになってはいますが、ここは延期ですので皆さん申し訳ありませんが訂正をお願いします。続けます。国会で関連法案が可決、成立し、1月施行の見通しでございますが、今年10月以降、住民票を持つ全員にマイナンバー制度でナンバーが通知することになります。事業所は、来年1月から従業員の給与からの税、社会保障料の天引き、手続きなどに番号を使うことが義務付けられているため、従業員の配偶者や扶養家族の番号も勤め先に申告することになります。膨大な番号の管理が求められ、システムの更新、整備の費用や人的体制の確保が重い負担になってきます。自治体職員の業務も荷重になっています。

安倍政権は、国民の預貯金や健康診断情報など民間機関が扱う情報にも拡大する法案を今国会で成立させようとしています。さらに医療情報や自動車登録などへ拡大する方針も打ち出しているところです。こうした最中に、日本年金機構による100万件

を超える個人情報流出が明らかになり、国民の中に不安の声が高まっています。今のところ社会保険給付などのシステムへの不正アクセスは確認されていないとのことですが、個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになりました。個人情報の漏えいは、先行して実施した国々で大きな社会問題になっています。イギリスは、国民IDカード法を人権侵害の危険があることや巨費が浪費される恐れがあるとして廃止し、アメリカでは年間20万件を超えるといわれる社会保障番号が流出し、不正使用による被害が多発し、見直しになっています。韓国でも、1億人を超える情報が売買され大問題になっています。スウェーデンではなりすましが横行、犯罪の温床になり見直しになります。ドイツでも行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的に運用するようになっております。民間企業での膨大な数の情報被害についても記憶に新しい事件です。現時点では、完全に個人情報を守る効果的なシステムは確立されていません。

よって、政府は国民の理解が得られておらず、制度の弊害が明らかとなっているマイナンバーの徹底審議と実施延期をするよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣となっております。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） もう既に法律が成立して、来年1月1日の成立を目指して、もう準備が進んでいると思います。各民間企業、自治体も既にかかなりの金額を投資して、この準備を進めている中で、延期をすることによる、そうした民間企業や自治体の被害を考えると改善を求めることはあっても、私は実施の延期は難しいのではないかというふうに思いますので、ご意見を申し上げておきます。

○議長（鹿中順一君） 何かありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第9号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました意見書第9号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について提案をさせていただきます。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出し、今国会での成立をもくろんでおりますが、今日の世論調査では、政府は法案を十分に説明していると思わないが81%、法案成立によって自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなるが68%と、それぞれ回答を得ています。

国は、安全保障法制の整備にあたっては、平和に対する国民の不安や疑念を払拭するためにも十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し、今国会の成立にこだわらず、慎重審議を尽くすよう強く求めるものであります。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出するものであります。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、報告第4号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、平成26年度津別町一般会計予算にかかわる繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、報告第5号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の平成26年事業年度事業報告及び決算、平成27事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、報告第6号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の平成26事業年度事業報告及び決算、平成27事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本例例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第7号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成26年度1月分、2月分、3月分、4月分、平成27年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて終了しました。

これで、平成27年第5回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時56分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員